

障害児通所支援事業者自主点検表

(令和6年5月版)

【児童発達支援・放課後等デイサービス・ 居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援】

障害児通所支援事業者自主点検表の作成について

1 趣 旨

この自主点検表は、障害児通所支援事業者の皆様が事業を運営するにあたって最低限遵守しなければならない事項等について、関係法令、通知などの内容をもとにまとめたものです。定期的に本表を活用し、事業運営状況の適否を、自主的に点検していただきますようお願いします。

2 実施方法

＜運営指導実施に伴う自主点検表の提出方法の変更について＞

【現行】 この自主点検表に直接記載し提出

【変更】 この自主点検表の点検項目について確認を行い、結果を**【提出用】**に記載（入力し、**【提出用】のみ**を提出

※ 報酬に関する点検項目については、自主点検表**【提出用】**に記載がありますのでご確認の上ご回答ください。

※ 提出方法については、自主点検表**【提出用】**「提出について」をご確認ください。

- ① 定期的に自主点検を実施し、事業所への運営指導が行われるときは、他の関係書類とともに**【提出用】**を市へ提出してください。この場合、必ず控えを保管してください。
- ② 記入時点での状況について、各項目の点検事項に記載されている内容について、満たされていれば「はい」に、そうでなければ「いいえ」の部分にチェックをしてください。なお、**該当するものがなければ「該当なし」の部分にチェックをしてください**
- ③ 点検事項について、全てが満たされていない場合（一部は満たしているが、一部は満たしていないような場合）は、「いいえ」にチェックをしてください。
- ④ 各項目の文中、単に「以下同じ」「以下〇〇という。」との記載がある場合には、当該項目内において同じ、または〇〇であるということを示しています。
- ⑤ 複数の職員で検討のうえ点検してください。
- ⑥ 点検項目ごとに根拠法令等を記載していますので、参考にしてください。
- ⑦ この自主点検表は、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援の運営基準等を基調に作成されています。

点検項目ごとに事業種別の略称が記載されていますので、該当する項目について点検してください。

※ 事業種別の略称

【共通】 … 全事業共通
【放デ】 … 放課後等デイサービス
【保訪】 … 保育所等訪問支援

【児発】 … 児童発達支援（児童発達支援センターを含む）
【居訪】 … 居宅訪問型児童発達支援
【センター】 … 児童発達支援センター

3 根拠法令等

「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

略 称	名 称
法	児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)
障法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 17 年法律第 123 号)(障害者総合支援法)
条例	甲府市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和 元年 6 月条例第 3 号)
省令	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 24 年厚生労働省令第 15 号)
解釈通知	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について (平成 24 年 3 月 30 日・障発 0330 第 12 号厚生労働省社会・援護局障害福祉部長通知)
告示	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関す る基準(平成 24 年厚生労働省告示第 122 号)
留意事項通知	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関す る基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成 24 年 3 月 30 日 障発 0330 第 16 号)

指定障害児通所支援事業所自主点検表 目次

項目	内容
第 1	一般原則・基本方針
1	一般原則 共通
2	暴力団の排除 共通
3-1	基本方針 児発
3-2	基本方針 放テ
3-3	基本方針 居訪
3-4	基本方針 保訪
第 2	人員・設備に関する基準
4	従業者の状況 児発 放テ
5-1	従業者の員数等 児発 放テ
5-2	従業者の員数等 センター
5-3	従業者の員数等 居訪
6	保育所等訪問支援における従業者の員数 保訪
7	児童発達支援管理責任者 共通
8	管理者 共通
9	労働条件の明示等 共通
10	従業者等の秘密保持 共通
11	設備に関する基準 共通
第 3	運営に関する基準
12	運営規程 共通
13	内容及び手続の説明及び同意 共通
14	契約支給量の報告等 共通
15	提供拒否の禁止 共通
16	連絡調整に対する協力 共通
17	サービス提供困難時の対応 共通
18	受給資格の確認 共通
19	障害児通所給付費の支給の申請に係る援助 共通
20	心身の状況等の把握 共通
21	指定障害児通所支援事業者等との連携等 共通
22	身分を証する書類の携行 居訪 保訪
23	サービスの提供の記録 共通
24	保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等 共通
25	利用者負担額等の受領
26	通所利用者負担額に係る管理 共通
27	障害児通所給付費の額に係る通知等 共通
28	サービスの取扱方針 共通
29	障害児の地域社会への参加・包摂の推進 児発 保訪
30	個別支援計画の作成等 共通
31	児童発達支援管理責任者の責務 共通
32	相談及び援助 共通
33	支援 共通
34	食事 センター
35	社会生活上の便宜の供与等 共通
36	健康管理 センター
37	緊急時等の対応 共通
38	喀痰吸引等 共通
39	保護者に関する市町村への通知 共通

項目	内容		
40	管理者の責務	共通	
41	勤務体制の確保等	共通	
42	業務継続に向けた取組の強化について	共通	
43	定員の遵守	児発	放テ
44	非常災害対策	児発	放テ
45	安全計画の策定等	共通	
46	自動車を運行する場合の所在の確認	共通	
47	衛生管理等	共通	
48	協力医療機関	共通	
49	掲示	共通	
50	身体的拘束等の禁止	共通	
51	虐待等の禁止	共通	
52	秘密保持等（個人情報提供の同意）	共通	
53	情報の提供等	共通	
54	利益供与等の禁止	共通	
55	苦情解決	共通	
56	地域との連携等	共通	
57	事故発生時の対応	共通	
58	会計の区分	共通	
59	記録の整備	共通	
60	変更の届出等	共通	

項目	点検のポイント	点検	根拠
第1 一般原則・基本方針			
1 一般原則 共通	(1) 事業者は、保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(個別支援計画)を作成し、これに基づき障害児に対してサービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、障害児に対して適切かつ効果的にサービスを提供していますか。	はい いいえ	条例第4条 省令第3条 解釈通知 第二の3
	(2) 障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。	はい いいえ	
	(3) 地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めていますか。	はい いいえ	
	(4) 障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。 ※関連項目→「12 運営規程」、「47 身体拘束等の禁止」、「48 虐待等の禁止」	はい いいえ	
	(5) 事業所の従業員は障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めていますか。	はい いいえ	障害者虐待 防止法第6条
	※ 養護者(障害者福祉施設従事者等)による障害者虐待に該当する行為 ① 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。 ② 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。 ③ 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 ④ 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。 ⑤ 養護者又は障害者の親族が(障害者福祉施設従事者等が)障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。		障害者虐待 防止法第2条 6項
	(6) 障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合は、速やかに市町村に通報していますか。	はい いいえ 事例なし	障害者虐待 防止法 第7条、第16条
	(7) 障害者の虐待の防止について、従業者への研修の実施、サービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等、虐待の防止等のための措置を講じていますか。	はい いいえ	障害者虐待 防止法第15条

項目	点検のポイント	点検	根拠
	<参照> ・厚労省「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」(平成30年6月改訂版 厚労省社会・援護局) ・厚労省通知「障害者(児)施設における虐待の防止について」(平成17年10月20日付け障発第1020001号)		
2 暴力団の排除 [共通]	役員等(法第21条の5の15第3項第6号に規定する役員等をいう。)に暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者は含まれませんか。	はい いいえ	条例第5条 甲府市暴力団排除条例(平成24年3月条例第2号)第2条 【独自基準(市)】
3-1 基本方針 [児発]	障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援をし、またはこれに併せて治療を行っていますか。	はい いいえ	条例第6条 省令第4条
3-2 基本方針 [放テ]	障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行っていますか。	はい いいえ	条例第79条 省令第65条
3-3 基本方針 [居訪]	障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行っていますか。	はい いいえ	条例第91条 省令第71条の7
3-4 基本方針 [保訪]	障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行っていますか。	はい いいえ	条例第99条 省令第72条

第2 人員・設備に関する基準

4 従業者の状況 [児発] [放テ]	該当する欄に従業者等の人数を記入してください。											
	令和 年 月 日現在(実施日の前月)											
	管理者		児童発達支援 管理責任者		児童指導員		保育士		障害福祉サー ビス経験者※		その他	
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
	常勤											
	非常勤											
「その他」… その他指導員、機能訓練担当職員、看護職員 等 ※居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援の訪問支援員も加えてください。												

項目	点検のポイント	点検	根拠
	<用語の説明> ・常勤 : 労働契約において、事業者等が(就業規則等で)定める常勤従業員の勤務時間と同じ勤務時間の者。職名等(正社員、アルバイト等)を問わない。 ※ 母性健康管理措置又は育児休業、介護休業等育児又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている場合、30 時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業員が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。 - また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が産前産後休業、母性健康管理措置、育児休業、介護休業、育児休業に準ずる休業を取得中の期間において、当該人員基準等において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤換算することにより、人員基準を満たすことが可能である。 ・非常勤 : 常勤の者の勤務時間に満たない者 ・専従 : 当該事業所にのみ勤務する職員 ・兼務 : 専従でない職員(例: 管理者とサービス管理責任者の兼務、同じ法人の他事業所の従業員との兼務) ・常勤換算方法: 「1週間の延べ勤務時間数」÷「常勤の1週間の勤務すべき時間数」 (小数点第2位以下切り捨て) ※ 1週間の勤務すべき時間数が32 時間を下回る場合は32 時間を基本とする。 ※ この場合の勤務延べ時間数は、当該指定障害児通所支援事業所等の指定等に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であること。ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている場合、30 時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業員が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。 ・勤務延べ数時間: 勤務表上、サービスの提供に従事する時間として明確に位置付けられている時間又はサービスの提供のための準備等を行う時間(待機の時間を含む。)として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、従業員1人につき、勤務延べ時間数に算入することができる時間数は、事業所等において常勤の従業員が勤務すべき勤務時間数を上限とする。 <多機能型事業所> 省令第80条 ① 多機能型事業所に配置されている従業員については、当該多機能型事業所(指定通所支援の事業のみを行う事業所に限る)の職務に専従するものとし、サービス事業所ごとに配置される従業員間での兼務が可能です。 ② 利用定員の合計数が20 人未満である多機能型事業所(指定通所支援の事業のみを行う多機能型事業所を除く)は、各サービスの基準にかかわらず、児童発達支援管理責任者及び管理者を除き、従業員のうち1 人以上の者を常勤としなければなりません。 <多機能型事業所として指定を受けることができるサービス> 児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援・生活介護・自立支援・機能訓練・生活訓練・就労移行支援・就労継続支援A型及びB型		
5-1 従業員の員 数等 児発 (センターを除く)	児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所に置くべき従業員は、次のとおりです。 一 児童指導員、保育士 二 児童発達支援管理責任者		条例第7、80条 省令第5、66条

項目	点検のポイント	点検	根拠
放テ	(1)-1 人員配置基準の従業者 児童指導員又は保育士となっていますか。 また、半数以上は児童指導員または保育士となっていますか。 ※ 無資格、未経験の従業者(その他従業者)を人員配置基準職員として含めていないか確認してください。	はい いいえ	解釈通知 第三 の1(1)①
	(1)-2 児童指導員等の確保 児童指導員又は保育士の員数は、サービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専らサービスの提供に当たるものとして、障害児の数の区分に応じ、それぞれ区分に定める数以上となっていますか。	はい いいえ	
	ア 障害児の数が10までのもの 2以上 イ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 (例:11～15人…3人以上、16～20人…4人以上)		
	※ 児童指導員等加配加算を届け出ている場合は、上記に加えて、常勤換算で1以上確保してください。		
	※ 「提供の時間帯を通じて専らサービスの提供に当たる」とは、サービスの単位ごとに児童指導員又は保育士について、サービスの提供時間帯を通じて当該職種の従業者が常に確保され、必要な配置を行うよう定めたものです。		
	※ 「障害児の数」は、サービスの単位ごとの障害児の数をいうものであり、障害児の数は実利用者の数をいいます。		
	(2) (1)の従業者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練を担当する職員を置いていますか。 ※ 当該職員がサービス提供を行う時間帯を通じて専らサービス提供に当たる場合には、児童指導員又は保育士の合計数に含めることができます。 〔機能訓練を担当する職員〕理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び心理担当職員等の訓練を担当する職員	はい いいえ 該当なし	解釈通知 第三 の1(1)③
	(3) (1)の従業員のほか、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。)を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には、看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。)を置いていますか。 ※ ただし次のいずれかに当たる場合には、看護職員を置かないことができます。 ① 医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 ② 医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引業務を行う場合 ③ 医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業	はい いいえ 該当なし	解釈通知 第三 の1(1)④

項目	点検のポイント	点検	根拠
	務を行う場合 ※ 当該職員がサービス提供を行う時間帯を通じて専らサービス提供に当たる場合には、児童指導員、保育士の合計数に含めることができます。		解釈通知 第三の1(1)⑤
	(4) 主として重症心身障害児を通わせる事業所の場合、置くべき従業者及び必要な員数が確保されていますか。 ①嘱託医 1 以上 ②看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師)1 以上 ③児童指導員又は保育士 1 以上 ④機能訓練担当職員 1 以上 ⑤児童発達支援管理責任者 1 以上 ※ 機能訓練担当職員については、機能訓練を行わない時間帯については、置かないことができると定めたものですが、<u>指定児童発達支援事業所に機能訓練担当職員は必ず置くものであり、機能訓練担当職員を置かないことができるのは、日常生活を営むのに必要な機能訓練を提供することに支障がない場合であることに留意してください。</u>	はい いいえ 該当なし	解釈通知 第三の1(1)⑥
	(5) サービスの単位は、そのサービス提供が同時に 1 又は複数の障害児に対して一体的に行われるものとなっていますか。 ※ サービスの単位とは、同時に一体的に提供されるサービスをいいます。例えば、午前と午後とで別の児童に対してサービスを提供する場合は2単位となり、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要があります。 ※ また、同一事業所で複数の単位を設置する場合には、同時に行われる単位の数の常勤の従業者(児童発達支援管理責任者を除く。)が必要となります。	はい いいえ	解釈通知 第三の1(1)⑦
	(6) 児童指導員及び保育士の1人以上は、常勤となっていますか。	はい いいえ	
5-2 従業者の員数等 センター	(1) 児童発達支援センターである児童発達支援事業所に置くべき従業者及び員数は、次のとおりとなっていますか。 一 嘱託医 1 以上 二 児童指導員及び保育士 イ 児童指導員及び保育士の総数 サービスの単位ごとに、通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上 ロ 児童指導員 1 以上 ハ 保育士 1 以上 三 栄養士 1 以上 四 調理員 1 以上 五 児童発達支援管理責任者 1 以上 ※ ただし、40 人以下の障害児を通わせる事業所にあつては、(三)の栄養士を、調理業務の全部を委託する事業所にあつては(四)の調理員を置かないことができます。	はい いいえ	条例第8条 省令第6条

項目	点検のポイント	点検	根拠
	※ <u>指定児童発達支援事業所において、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)に規定する診療所として必要とされる従業者を、診療所として必要とされる数、置かなければなりません。</u>		解釈通知 第三の1(2)①
	(2) (1)の従業者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練を担当する職員を置いていますか。 ※ この場合において、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができます。	はい いいえ 該当なし	解釈通知 第三の1(2)②
	(3) (1)の従業員のほか、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。)を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には、看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。)を置いていますか。 ※ ただし次のいずれかに当たる場合には、看護職員を置かないことができます。 ① 医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 ② 医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引業務を行う場合 ③ 医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合 ※ 当該職員がサービス提供を行う時間帯を通じて専らサービス提供に当たる場合には、児童指導員、保育士の合計数に含めることができます。	はい いいえ	
	(4) (1)(2)の従業員のほか事業所において、治療を行う場合には、 <u>医療法に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置いていますか。</u>	はい いいえ 該当なし	
	(5) (2)(3)の規定により機能訓練担当職員及び看護職員(以下「機能訓練担当職員等」という。)の数を含める場合における児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士となっていますか。	はい いいえ	
	(6) (1)の二のイ、及び事項のサービスの単位については、サービスの提供が同時に1又は複数の障害児に対して行われるものとなっていますか。	はい いいえ	
	(7) (1)から(3)に規定する従業者は、専ら事業所の職務に従事する者又はサービスの単位ごとにサービスの提供にあたる者となっていますか。 ※ ただし、障害児の支援に支障がない場合は(1)の三の栄養士及び四の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事することができます。	はい いいえ	

項目	点検のポイント	点検	根拠													
	(8)(4)に規定する従業員は、専ら事業所の職務に従事する者となっていますか。 ※ ただし障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができます。	はい いいえ 該当なし														
5-3 従業者の員数等 居訪	居宅訪問型児童発達支援事業所に置くべき従業者は、次のとおりです。 一 訪問支援員 二 児童発達支援管理責任者 1以上		条例第 92 条 省令第 71 条の 8 解釈通知 第六の1													
	(1) 訪問支援員の員数は、事業規模に応じて、訪問支援を行うために必要な数となっていますか。 <table><tr><td rowspan="3">訪問 支援員</td><td></td><td>専従</td><td>兼務</td><td>職種</td></tr><tr><td>常 勤</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>非常勤</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	訪問 支援員		専従	兼務	職種	常 勤				非常勤				はい いいえ	
訪問 支援員			専従	兼務	職種											
	常 勤															
	非常勤															
	(2) 訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格取得後又は児童指導員若しくは心理担当職員として配置された日以後、障害児について入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、生活能力の向上のために必要な支援を行い、並びに当該障害児の支援を行う者に対して支援に関する指導を行う業務その他職業訓練若しくは職業教育に係る業務に 3 年以上従事した者となっていますか。	はい いいえ														
6 保育所等訪問支援における従業者の員数 保訪	保育所等訪問事業所に置くべき従業者は、次のとおりです。 一 訪問支援員 二 児童発達支援管理責任者 1以上		条例第 100 条 省令第 73 条													
	訪問支援員の員数は、事業規模に応じて、訪問支援を行うために必要な数となっていますか。 <table><tr><td rowspan="3">訪問 支援員</td><td></td><td>専従</td><td>兼務</td><td>職種</td></tr><tr><td>常 勤</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>非常勤</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	訪問 支援員		専従	兼務	職種	常 勤				非常勤				はい いいえ	
訪問 支援員			専従	兼務	職種											
	常 勤															
	非常勤															

項目	点検のポイント	点検	根拠
	※ 従業者の員数については、各地域における保育所等訪問支援の利用の状況や業務量を考慮し、適切な員数の従業者を確保するものです。 ※ サービスの提供に当たる従業者の要件については、障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士又は心理担当職員等であって、集団生活への適応のため専門的な支援の技術を有する者です。		解釈通知 第七の1
7 児童発達支援管理責任者 <u>共通</u>	(1)-1 児童発達支援管理責任者を1以上置いていますか。 <u>児発</u> <u>放テ</u> そのうち、1人以上は、専任かつ常勤となっていますか。 ※ 従業者は、原則として専従でなければならず、職種間の兼務は認められるものではありません。 ※ 児童発達支援管理責任者についても、個別支援計画の作成及び提供したサービスの客観的な評価等の重要な役割を担う者であり、これらの業務の客観性を担保する観点から、児童発達支援管理責任者と直接支援の提供を行う指導員等とは異なる者でなければなりません。	はい いいえ	条例第 7,8,80 条 省令第 5,6,66 条 解釈通知 第三の1(1)(2)
	(1)-2 児童発達支援管理責任者を1以上置いていますか。 <u>居訪</u> <u>保訪</u> そのうち、1人以上は、専ら当該事業所の職務に従事する者となっていますか。	はい いいえ	条例第 92,100 条 省令第 71 の 8, 73 条
	(2) 児童発達支援管理責任者は、次の一及び二に定める要件を満たしていますか。<u>共通</u> 一 次のア～ウのいずれかの業務の実務経験を有していること (いずれも障害児・児童・障害者の支援経験 3 年以上が必須) ア ①及び②の期間が通算して 5 年以上である者 ① 相談支援業務 次の施設等に従事する者 ・障害児・身体障害者相談支援事業 ・障害児入所施設、児童養護施設、障害者支援施設、老人福祉施設、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設 ・障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター ・病院・診療所（社会福祉主事任用資格者等に限る） ・学校（大学を除く）等 ② 直接支援業務 次の施設等に従事する者で、社会福祉主事任用資格・児童指導員任用資格・保育士等の資格がある者 ・障害児入所施設、児童養護施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設 ・障害児通所支援事業、放課後児童健全育成事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業所 ・病院・診療所、訪問看護事業所 ・特例子会社 ・学校（大学を除く）等	はい いいえ	条例第 7,80, 92,100 条 省令第 5,66, 71 の 8,73 条

項目	点検のポイント	点検	根拠
	イ 次の期間が通算して8年以上である者 ○直接支援業務 上記ア②の直接支援業務に従事する者で、社会福祉主事任用資格・児童指導員任用資格・保育士等の資格がない者 ウ 上記ア・イの期間が通算して3年以上で、かつ、 国家資格等※による業務従事が通算して5年以上である者 ※ 医師、保健師、看護師、准看護師、社会福祉士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、栄養士、精神保健福祉士 等		
	二 <u>以下のア・イに該当する研修のいずれかを修了している者</u> ア <u>平成31年3月31日までに旧児童発達支援管理責任者研修を修了した者</u> ▶【更新研修】 実践研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の5年度ごとの各年度の末日までに、児童発達支援管理責任者更新研修を終了し、修了証の交付を受けていることが必要です。 ※ <u>児童発達支援管理責任者として現に従事しているものとみなす経過措置が令和6年3月31日に終了しました。</u> ※ <u>経過措置終了後は更新研修を修了することで、引き続き管理責任者の業務に務めることができます。</u> イ <u>平成31年度から令和3年度までの間に、基礎研修を修了した者</u> ▶【実践研修】 児童発達支援管理責任者は、下記 i 又は ii の要件を満たし、児童発達支援管理責任者実践研修を修了し、修了証の交付を受けている必要があります。 i 基礎研修修了者となった日以後、実践研修受講開始日前5年間に通算して2年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者 ii 実践研修受講開始日前5年間に通算して2年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者のうち、平成31年4月1日において旧告示に定める児童発達支援管理責任者研修を修了し、同日以後に相談支援従事者初任者研修(講義部分)修了者となったもの ※3年間管理責任者とみなす経過措置対象者について、令和5年3月31日に終了しました。 ※<u>基礎研修の経過措置が終了した者については、実践研修を修了することで、管理責任者の業務に務めることができます(以後は5年ごとに更新研修を受ける必要があります)。</u>		

項目	点検のポイント	点検	根拠
	《参照(児童発達支援管理責任者の資格要件)》 「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」(H24.3.30 付け厚生労働省告示第 230 号)(平成 31 年 3 月 29 日厚生労働省告示第 230 号) ※ やむを得ない事由により児童発達支援管理責任者が欠けた場合、当該事由が発生した日から1年間は、実務経験者であるものについては、研修修了要件を満たしているものとみなします。(やむを得ない事由に該当するかどうかは、必ず市(障がい福祉課)へ相談してください。)		
8 管理者 共通	専らその職務に従事する管理者を置いていますか。 ※ 管理上支援に支障がない場合はこの限りでない。 ※ 管理者は原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとし、次の場合であって、事業所の管理業務に支障がないときは、他の職種を兼ねることができます。 ① 当該事業所の従業者(児童発達支援管理責任者を含む)としての職務に従事する場合 ② 同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、利用者への支援提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握し、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を支障なく行うことができ、また、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身迅速に出動できる場合 ★ 他事業所等の事業の内容は問いませんが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると判断される場合や、併設施設等での看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられます。	はい いいえ	条例第 9,81, 93,101 条 省令第 7,67, 71 の 9,74 条 解釈通知 第三 の1(3)
9 労働条件の明示等 共通	管理者及び従業者と労働契約を交わしていますか。労働条件通知書等を書面で明示し交付していますか。 ※ 雇用(労働)契約において、労働基準法により下記のような条件を書面で明示することとされています。 ①労働契約の期間に関する事項 ②期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準 ③就業の場所及び従事すべき業務に関する事項 ④始業・終業時刻、時間外労働の有無、休憩時間、休日、休暇、交替制勤務をさせる場合は就業時転換に関する事項 ⑤賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期に関する事項 ⑥退職に関する事項(解雇の事由を含む) ⑦昇給の有無(※)、⑧退職手当の有無(※) ⑨賞与の有無(※)、⑩相談窓口(※) ※ 非常勤職員のうち、短時間労働者(1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者)に該当するものを雇い入れたときには、上記⑦、⑧、⑨及び⑩についても文書で明示しなくてはなりません。	はい いいえ	労働基準法 第 15 条 労働基準法施行 規則第 5 条

項目	点検のポイント	点検	根拠
10 従業者等の秘密保持 共通	(1) 従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはいませんか。 ※ 秘密を保持すべき旨を就業規則に規定し、誓約書等をとるなどの措置を講じてください。	はい いいえ	条例第 49,85, 98,103 条 省令第 47,71, 71 の 14,79 条 解釈通知 第三の3(35)①
	(2) 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 ※ 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金について定める等の措置を講じてください。	はい いいえ	解釈通知 第三の3(35)②
	(3) 利用者又はその家族に関する情報を、サービス担当者会議他の事業者等に対して提供することについて、利用契約の際にあらかじめ文書(個人情報提供同意書)により、利用者又はその家族の同意を得ていますか。 ※ この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものです。	はい いいえ	解釈通知 第三の3(35)③
11 設備に関する基準 共通	(1)-1 発達支援室及び相談室のほか、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。<u>児発</u> <u>放テ</u> ただし、当該指定児童発達支援事業所と同一の敷地内に他の事業所、施設等がある場合において、当該他の事業所、施設等の設備を当該指定児童発達支援事業所の相談室として使用することができるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、相談室を設けないことができます。 ※ 原則として一の建物につき、一の事業所とするが、障害児の利便のため、障害児に身近な社会資源(既存施設)を活用して、事業所の従業者が当該既存施設に出向いてサービスを提供する場合については、これらを事業所の一部(出張所)とみなして設備基準を適用するものです。 ★ 国の基準省令では、発達支援室以外は、設備及び備品等については具体的な規定はなく、独自基準(山梨県と同様)として、相談室を必置の設備として定めています。 ★ 多機能型事業所の場合は、サービスに支障を来さないように配慮しつつ、一体的に行う他の多機能型事業所設備を兼用することができるものです。	はい いいえ	条例第 11,12, 82,94,102 条 省令第 9,10,68, 71 の 10,75 条 解釈通知 第三の2(1) 【独自基準(県)】 省令第 81 条
(1)-2～(1)-4 については <u>センター</u> に限る	(1)-2 児童発達支援センターについては、発達支援室、遊戯室、屋外遊技場(事業所の付近にある屋外遊戯場を含む)、医務室、相談室、調理室及び便所、静養室並びにサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。また、設備は次の基準を満たしていますか。<u>センター</u> 一 発達支援室 イ 定員はおおむね 10 人とする。こと。 ロ 障害児 1 人当たりの床面積は、2.47 m²以上とすること。 二 遊戯室 障害児 1 人当たりの床面積は、1.65 m²以上とすること。	はい いいえ	条例第 12 条 省令第 10 条

項目	点検のポイント	点検	根拠
	※ 主として重症心身障害児を通わせる事業所にあつては、遊戯室、屋外遊技場、医務室及び相談室は障害児のサービスに支障がない場合は、設けないことができます。		
	(1)-3 児童発達支援センターにおいて治療を行う場合には、(1)-2に規定する設備に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けていますか。	はい いいえ 該当なし	解釈通知 第三の2(2)
	(1)-4 (1)-2、(1)-3 に規定する設備については、専ら指定児童発達支援の事業に供するものとなっていますか。 ※ ただし、障害児のサービスに支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備を兼ねることができます。	はい いいえ	
	(1)-5 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。 居訪 保訪	はい いいえ 該当なし	省令第71の10,75条
	※ 必要な設備等は次のとおりです。 ① 事務室(他事業と同一でも可、区画を明確に特定する) ② 受付等のスペース(相談等の対応に適切なスペース) ③ 設備及び備品等(感染症予防に必要な設備等に配慮)		解釈通知 第六の2(1),(2),(3)
	(2) 発達支援室は、支援に必要な機械器具等を備えていますか。 児発 放テ	はい いいえ	
	★ 利用者の障害の特性や指導訓練の内容等に応じて、適切なサービスが提供できるよう適当な広さや数を確保してください。		
	(3) サービスの提供に必要な設備及び備品等は、専らサービス事業の用に供するものとなっていますか。 共通 ※ 障害児の支援に支障がない場合は、この限りではありません。	はい いいえ	
第3 運営に関する基準			
12 運営規程	事業所ごとに、次に掲げる重要事項に関する運営規程を定めていますか。	はい いいえ	条例第39,85,97,103条 省令第37,71,71の13,79条
共通	★ 運営規程に法令等で定める記載事項が定められているか、事業所の現況や運営実態、重要事項説明書や利用契約書、パンフレット等の記載と合っているか、点検してください。 ★ 運営規程の記載事項を変更した場合は市(障がい福祉課)に届出が必要です。		解釈通知 第三の3(26)
	項目 (条例第37条に掲げる重要事項)	指摘の例	
	① 事業の目的及び運営の方針	②～⑥など ・事業所の実態、重要事項説明書等と合っているか(特に②③⑥など)。	
	② 従業者の職種、員数及び職務の内容		
	③ 営業日及び営業時間		

項目	点検のポイント	点検	根拠
	④ 利用定員 ⑤ サービスの内容並びに保護者から受領する費用の種類及びその額 ⑥ 通常の事業の実施地域 ⑦ サービスの利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑪ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑫ その他運営に関する重要事項	③営業時間は事業所に職員を配置し、受入体制を整えている時間であって送迎時間は含まない。(平成 24 年厚労省 Q & A の 103) ④利用定員は障害児数の上限であり、サービス単位があれば単位ごとに定員を定める。 ⑤支援以外の、行事や日課等のサービスがあればその費用も記載する。 ⑥通常の事業の実施地域は、客観的に区域が特定されているか。 ⑪虐待の防止は、具体的措置が定められているか。 ・担当者の選定 ・苦情解決体制の整備 ・従業者に対する虐待の防止を啓発 ・普及するための定期的な研修実施 ・虐待防止委員会に関することなど	
	※ 居宅訪問型 及び 保育所等訪問については、④⑨⑩は除く。 ★ 従業者の員数、営業日・時間、利用者負担額の種類・額、通常の事業の実施地域などが、事業所の実態や重要事項説明書と合っているか、見比べてください。 ★ なお、従業者の員数は、人数を定めればよく、常勤・非常勤の内訳等は必ずしも要しません。また、員数は定数ではなく、「〇名以上」と定めることができます。 ★ 通常の事業の実施地域については、地域外のサービス提供を妨げるものではありません。		
13 内容及び手 続の説明及 び同意 共通	(1) 保護者から利用申込みがあったときは、当該利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、利用申込者に対し、運営規程の概要や従業者の勤務体制など、サービスの選択に必要な重要事項を記した文書(重要事項説明書、パンフレット等)を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。	はい いいえ	条例第 14,85, 98,103 条 省令第 12,71, 71 の 14,79 条
	※ あらかじめ利用申込者に対し、事業所を選択するために必要な次の重要事項を懇切丁寧に説明し、サービス提供を受けることについて同意を得なければなりません。 ・運営規程の概要 ・従業者の勤務体制 ・事故発生時の対応 ・苦情解決の体制 ・第三者評価の実施状況等		解釈通知 第三 の3(2)

項目	点検のポイント	点検	根拠
	★ 利用者の同意は書面によって確認することが望ましいとされています。ついては、重要事項説明書は2部作成し、説明者の職氏名を記載し、利用申込者又は家族が説明を受け同意した旨の記名押印等を受け、1部は利用者に交付、1部は事業所で保管してください。 ★ 重要事項説明書の記名押印と、契約書の記名押印が一緒となっている例があります。重要事項説明書は、利用者がサービス内容等を理解して事業所を選択するために、利用申込の際に（契約前に）説明する書類で、利用契約書とは異なりますので、それぞれ記名押印が必要です。		
	(2) 利用申込者との間でサービスの提供に係る契約が成立したときは、障害児の心身の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法第77条第1項の規定に基づき、必要事項を記載した書面（利用契約書等）を交付していますか。 ＜社会福祉法第77条第1項の規定に基づく事項＞ ① 代表者の名称及び事業所所在地 ② サービスの内容 ③ 利用者負担額 ④ サービス開始年月日 ⑤ 苦情受付窓口 ★ 利用契約書の契約当事者は事業所（管理者）ではなく事業者（法人・法人代表者）です。利用契約書には、法人代表者の職名・氏名を記載し、代表者印を押印してください。 （※契約権限を内規・委任状等により委任している場合を除く） ★ 利用契約書は2部作成し、それぞれ事業者と利用者が記名押印し、1部を利用者に交付し、1部は事業所が保管してください。 ★ 契約日、契約の終期が空欄である、又は自動更新規定を設けていないため契約期間が終了してしまっている、などの指摘例があります。 ★ 契約書・重要事項説明書が運営規程や運営実態と合っているか、旧法等の用語がないか点検してください。	はい いいえ	
14 契約支給量の報告等 共通	(1) サービスを提供するときは、サービスの内容、契約支給量その他の必要な事項（通所受給者証記載事項）を、保護者の通所受給者証に記載していますか。 ※ 事業者は契約が成立した時は、受給者証に次の必要な事項を記載します。 ・ 事業者及び事業所の名称 ・ サービスの内容 ・ 契約支給量（月当たりのサービスの提供量） ・ 契約日 等	はい いいえ	条例第15, 85, 98, 103 条 省令第13, 71, 71 の14, 79 条 解釈通知 第三の3(3)

項目	点検のポイント	点検	根拠
	※ 事業所は、契約の際、または契約支給量等を変更した場合は、サービス種類ごとに、サービス内容、契約支給量、契約日等を漏れなく受給者証に記載してください。 ※ 記載した後に受給者証のコピーを保管し、常に受給資格、記載内容を確認できるようにしておいてください。 →「項目 18 受給資格の確認」を参照		
	(2) 契約支給量の総量は、当該給付決定保護者の支給量を超えていませんか。	はい いいえ	
	(3) サービスの利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告していますか。	はい いいえ	
	(4) 受給者証記載事項に変更があった場合に、(1)から(3)に準じて取り扱っていますか。	はい いいえ	
15 提供拒否の 禁止 共通	正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。 ※ 提供を拒むことができる正当な理由がある場合とは次のとおりです。 ① 利用定員を超える利用申込みがあった場合 ② 入院治療の必要がある場合 ③ 当該事業所のサービスの主たる対象とする障害の種類が異なる場合、その他障害児に対し自ら適切なサービスの提供が困難な場合等	はい いいえ	条例第 16, 85, 98,103 条 省令第 14,71, 71 の 14,79 条 解釈通知 第三の3(4)
16 連絡調整に 対する協力 共通	サービスの利用について、市町村又は障害児相談支援事業者が行う連絡調整に、できる限り協力していますか。	はい いいえ	条例第 17, 85, 98,103 条 省令第 15,71, 71 の 14,79 条
17 サービス提供 困難時の対応 共通	通常の事業の実施地域等を勘案し、障害児に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合は、適当な他の事業所等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていますか。	はい いいえ	条例第 18, 85, 98,103 条 省令第 16,71, 71 の 14,79 条
18 受給資格の確認 共通	サービスの提供を求められた場合は、保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、サービスの種類、通所給付決定の有効期間、支給量等確かめていますか。	はい いいえ	条例第 19, 85, 98,103 条 省令第 17,71, 71 の 14,79 条
19 障害児通所 給付費の支給の申請に	(1) 通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	はい いいえ	条例第 20, 85, 98,103 条 省令第 18,71, 71 の 14,79 条

項目	点検のポイント	点検	根拠
係る援助 共通	(2) 通所給付決定に通常要する期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、申請勧奨等の必要な援助を行っていますか。	はい いいえ	解釈通知 第三の3(8) ①.②
20 心身の状況等の把握 共通	サービスの提供に当たり、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。	はい いいえ	条例第 21, 85, 98,103 条 省令第 19,71, 71 の 14,79 条
21 指定障害児通所支援事業者等との連携等 共通	(1) サービスの提供に当たり、市町村、他の障害福祉サービス事業者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	はい いいえ	条例第 22, 85, 98,103 条 省令第 20,71, 71 の 14,79 条
	(2) サービスの提供の終了に際して、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、上記(1)の関係機関・事業者との密接な連携に努めていますか。	はい いいえ	
22 身分を証する書類の携行 居訪 保訪	従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児又は保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。 ※ 障害児等が安心してサービスの提供を受けられるよう、従業者に身分を明らかにする証書や名札等を携行させ、保護者等から求められたときは、これを提示する旨を指導しなければなりません。 ※ この証書等には、事業所の名称、当該従業者の氏名を記載するものとし、写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。	はい いいえ 該当なし	条例第 95,103 条 省令第 71 の 11, 79 条 解釈通知 第六の3(1)
23 サービスの提供の記録 共通	(1) サービスを提供した際は、サービスの提供日、内容その他必要な事項を、サービス提供の都度、記録していますか。 ※ 保護者及び事業者が、その時点でのサービスの利用状況等を把握できるようにするため、サービスを提供した際には、サービスの提供日、提供したサービスの具体的な内容、利用者負担額等に係る必要な事項を記録しなければなりません。 ★ 利用者の出欠状況、勤務した職員、活動内容など提供したサービスの具体的な内容等を、営業日の都度、記録に残してください。	はい いいえ	条例第 23, 85, 98,103 条 省令第 21,71, 71 の 14,79 条 解釈通知 第三の3(10)①
	(2) 上記(1)の規定による記録に際しては、保護者からサービスを提供したことについて確認を受けていますか。 ※ サービスの提供の記録について、サービスの提供に係る適切な手続を確保する観点から、保護者からの確認を得なければなりません。 ★ 日々利用の都度、保護者から押印・サイン等の方法により利用確認を受けてください。	はい いいえ	
24 保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	(1) 利用者負担額以外に保護者から金銭の支払いを求める場合、当該金銭の使途が直接通所している障害児の便益を向上させるものであって、保護者に支払いを求めることが適当であるものに限られていますか。	はい いいえ	条例第 24, 85, 98,103 条 省令第 22,71, 71 の 14,79 条

項目	点検のポイント	点検	根拠
共通	(2) 金銭の支払いを求める際は、当該金銭の用途、額及び支払いを求める理由を書面で明らかにし、保護者に対して説明を行い、同意を得ていますか。 ※ 項目25「利用者負担額の受領」(1)～(3)はこの限りではありません。	はい いいえ	
25 利用者負担 額の受領 共通	(1) サービスを提供した際は、保護者から、利用者負担として定められた額の支払を受けていますか。共通 ※利用者負担額を減額または免除することは認められません。 ⇒「項目51 利益供与等の禁止」参照	はい いいえ	条例第 25, 84, 96, 103 条 省令第 23, 70, 71 の 12, 79 条
	(2) 法定代理受領を行わないサービスを提供した際は、保護者から利用者負担額のほか、次に定める区分に応じた額の支払いを受けていますか。共通 ア【イに掲げる場合以外の場合】 当該サービスに係る指定通所支援費用基準額 イ【治療を行う場合】 アに掲げる額のほか、体不自由児通所医療に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額	はい いいえ	解釈通知 第三 の3(12)③
	(3)-1 上記(1)、(2)の支払を受ける額のほか、提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けていますか。児発 放予 一 食事の提供に要する費用(児童発達支援センターに限る。) 二 日用品費 三 サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるもの	はい いいえ	
	《参照》 「障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて」(H24.3.30 障発 0330 第 31 号厚生労働省通知) ○ 給付費の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の受領は認められません。したがって、お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金といったあやふやな名目の費用の徴収は認められず、費用の内訳が明らかにされる必要があります。 ○ 「日常生活においても通常必要となるものに係る費用」(「その他の日常生活費」)の受領については、保護者等に事前に十分な説明を行い、その同意を得なければなりません。 ○ 「その他の日常生活費」の対象となる便宜及びその額は、運営規程で定められなければなりません。 ○ 「その他の日常生活費」の具体的な範囲は次のとおりです。 (1) 身の回り品として日常生活に必要なものを事業者又は施設が提供する場合の費用 (2) 教養娯楽等として日常生活に必要なものを事業者又は施設が提供する場合の費用		

項目	点検のポイント	点検	根拠
	(3)-2 上記(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、保護者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域においてサービスを提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を保護者から受けていますか。<u>児発 放テ</u> (4) 上記(1)から(3)の費用の額の支払を受けた場合に、保護者に対し領収証を交付していますか。<u>共通</u> (5) 上記(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、同意を得ていますか。<u>共通</u>	はい いいえ	
26 通所利用者負担額に係る管理 <u>共通</u>	通所給付決定に係る障害児が同一の月に他の事業者が提供するサービスも受けた場合において、障害児の保護者から依頼があったときは、当該サービス及び当該他のサービスに係る通所利用者負担額の合計額(通所利用者負担額合計額)を算定していますか。 この場合において、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該保護者及び当該他のサービス提供事業者に通知していますか。	はい いいえ	条例第 26, 85, 98,103 条 省令第 24,71, 71 の 14,79 条
27 障害児通所給付費の額に係る通知等 <u>共通</u>	(1) 法定代理受領により障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合に、保護者に対し、給付費及び医療費の額を通知していますか。 ★ 通知は給付費の受領日以降に発出してください。 ★ 通知には、通知日、サービス利用月(必要に応じて利用の内訳)、給付費の受領日・給付額などを記載します。 (2) 法定代理受領を行わないサービスの提供に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を保護者に交付していますか。	はい いいえ	条例第 27 85, 98,103 条 省令第 25,71, 71 の 14,79 条
28 サービスの取扱方針 <u>共通</u>	(1) 事業者は、個別支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮していますか。 (2) 事業者は、<u>障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び保護者の意思をできる限り尊重するための配慮</u>をしていますか。 ※ 事業者は、<u>障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、児童発達支援計画の作成時をはじめ、適時に、日々の支援の内容や将来の生活に関して、障害児及びその保護者の意向を丁寧に把握し、その意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならないこととしたものです。当該配慮に当たっては「支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き」に十分留意してください。</u> (3) 従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っていますか。	はい いいえ	条例第 28, 85, 98,103 条 省令第 26,71, 71 の 14,79 条 解釈通知 第三の3(15)②

項目	点検のポイント	点検	根拠
	※ 支援上必要な事項とは、個別支援計画の目標及び内容のほか、行事及び日課等も含むものです。また、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、個々の障害児の年齢等に応じて、児童発達支援管理責任者等が支援の提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえた支援の提供体制の確保に努めてください。		解釈通知 第三の3(15)③
	(4) 事業者は、障害児の適性、特性その他の事情を踏まえたサービスの確保並びにサービスの質の評価及び心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行っていますか。	はい いいえ	解釈通知 第三の3(15)④
	※ 事業者は、障害児の適正、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援の確保並びに指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、5 領域(「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」及び「人間関係・社会性」)を含む総合的な支援内容としなければならないこととしたものです。		
	(5) 事業者は、その提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	はい いいえ	解釈通知 第三の3(15)⑤
	※ 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスを提供する事業者としての質の改善を図らねばならないとしたものです。		
	(6-1) 上記(5)の規定により、その提供するサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、 <u>従業者による評価を受けた上で</u> 、自ら評価を行うとともに、当該事業所を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図っていますか。 <u>〔児発〕</u> <u>〔放予〕</u>	はい いいえ	
	①障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況 ②従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況 ③事業の用に供する設備、備品等の状況 ④関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況 ⑤障害児及びその保護者(並びに当該訪問先施設 <u>〔保訪〕</u>)に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況 ⑥緊急時等における対応方法及び非常災害対策 ⑦サービス提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況		
	※ サービスの質の評価及び改善を行うため、事業所が自ら評価を行うとともに、事業所を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければなりません。		
	※ 当該評価及び改善を図るに当たっては、厚生労働省が定めるガイドラインを参考にしてください。		
	《参照》 「児童発達支援ガイドライン」(平成 29 年 7 月厚生労働省保健福祉部長通知) 「放課後等デイサービスガイドライン」(平成 27 年 4 月厚生労働省保健福祉部長通知)		解釈通知 第三の3(15)④

項目	点検のポイント	点検	根拠
	(6-2) (5)の規定により、その提供するサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、従業者による評価を受けた上で、自ら評価を行うとともに、当該事業所を利用する障害児の保護者による評価を及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設による評価を受けて、その改善を図っていますか。<u>保訪</u>	はい いいえ	
	(7) おおむね 1 年に 1 回以上、(6)の自己評価及び保護者評価並びに(6)に規定する改善の内容を保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表していますか。<u>児発</u> <u>放テ</u> <u>保訪</u> ※ 保育所等訪問支援については、上記に加え当該訪問先施設の評価についても保護者及び訪問先施設に示すとともにインターネットの利用その他の方法により公表してください。	はい いいえ	
	(8) (7)の公表について、市へ届け出ていますか。(届出がされていない場合は減算することとなります。) ※ 届出年月日を記載してください 届出年月日 年 月 日	はい いいえ	
	(9) 事業者は、事業所ごとに(4)を踏まえた個別支援計画を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表していますか。 ※ 総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、指定児童発達支援プログラム(15)④の 5 領域との関連性を明確にした当該児童発達支援事業所全体の指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。)を策定し、インターネットの利用その他の方法により広く公表しなければならないこととしたものです。 ※ 1 年間の経過措置を設けており、令和 7 年 3 月 31 日までは、努力義務とされていますが、総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、取組を進めるよう努めてください。	はい いいえ	条例第 28 条の 2 解釈通知 第三の 3(15 の 2)
29 障害児の地域社会への参加・包摂の推進 <u>児発</u> <u>保訪</u>	事業者は、障害児がサービスを利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂(以下「インクルージョン」という。)の推進に努めていますか。 ※ 事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、インクルージョンの推進に努めなければならないこととしたものです。	はい いいえ	条例第 28 条の 3 解釈通知 第三の 3(15 の 3)
30 個別支援計画の作成等 <u>共通</u>	(1) 管理者は、児童発達支援管理責任者に、個別支援計画(通所支援計画)の作成に関する業務を担当させていますか。 ※ 個別支援計画には次の事項等を記載してください。 ☐ 保護者及び障害児の生活に対する意向 ☐ 障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期 ☐ 生活全般の質を向上させるための課題	はい いいえ	条例第 29, 85, 98, 103 条 省令第 27, 71, 71 の 14, 79 条 解釈通知 第三の 3(16)①

項目	点検のポイント	点検	根拠
	□項目 28「サービスの取扱方針」(4)※の 5 領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえたサービスの具体的内容(行事や日課等も含む) □サービスを提供する上での留意事項 等 ※ 計画の様式は事業所毎に定めるもので差し支えありません。 ※ 個別支援計画は、障害児の能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握を行うとともに、<u>障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう、相談支援事業者等が作成した障害児支援利用計画を踏まえて、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討に基づいて立案されるものです。</u> ※ <u>インクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達支援の具体的内容については、例えば、保育所等への移行支援等のインクルージョンの観点を踏まえた取組や、地域との交流の機会の確保等の支援におけるインクルージョンの視点などが考えられます。</u>		
	(2) 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、障害児の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて、保護者及び障害児の希望する生活や課題等の把握(アセスメント)を行うとともに、<u>障害児の年齢及び発達の程度に応じて、意見が尊重され、最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容を検討していますか</u> ※ 児童発達支援管理責任者は次の手順により支援を実施します。 ① 個別支援会議の開催 ※ <u>当該障害児の年齢や発達の程度に応じて、障害児本人や保護者の意見を聴くことが求められます。その際、年齢や発達の程度により意見を表明することが難しい障害児がいることを考慮し、言葉による表現だけでなく、身体の動きや表情、発声なども観察し、意見を尊重することが重要です。</u> ② 児童発達支援計画の原案の説明・同意 ※ <u>児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し説明し、文書によりその同意を得てください。</u> ③ 児童発達支援計画の交付 ※ <u>児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の内容も踏まえた障害児支援利用計画の作成その他支援を可能とする観点から、児童発達支援計画の交付先である指定障害児相談支援事業所が実施するサービス担当者会議に参加し、障害児に係る必要な情報を共有するよう努めてください。</u> ④ モニタリング ※ <u>当該児童発達支援計画の実施状況を確認しながら、障害児について解決すべき課題を把握し、児童発達支援計画を見直すべきかどうかについて少なくとも 6 月に 1 回以上検討行ってください。なお、当該計画の見直しに当たっては担当者間で会議を開催するとともに、見直しの内容について通所給付決定保護者等の同意を得てください。</u>	はい いいえ	解釈通知 第三 の3(16)②

項目	点検のポイント	点検	根拠						
	(3) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、保護者及び障害児に面接していますか。 この場合において、面接の趣旨を保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得ていますか。	はい いいえ							
	(4) 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、(1)に記載の項目その他必要な事項を記載した個別支援計画の原案を作成していますか。 この場合において、障害児の家族に対する援助及び、当該事業所が提供するサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて個別支援計画の原案に位置付けるよう努めていますか。	はい いいえ							
	(5) 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対するサービスの提供に当たる担当者（及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者〔保訪〕）等を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、個別支援計画の原案について意見を求めていますか。	はい いいえ							
＜個別支援計画作成に係る会議開催の内容＞									
<table><tr><td>会議名</td><td></td></tr><tr><td>会議開催時期</td><td>・新規利用者の場合 () ・その他の場合 ()</td></tr><tr><td>参加者</td><td>(職種等)</td></tr></table>				会議名		会議開催時期	・新規利用者の場合 () ・その他の場合 ()	参加者	(職種等)
会議名									
会議開催時期	・新規利用者の場合 () ・その他の場合 ()								
参加者	(職種等)								
	(6) 児童発達支援管理責任者は、保護者及び障害児に対し、個別支援計画について説明し、文書によりその同意を得ていますか。	はい いいえ							
	(7) 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画を作成した際に、計画を保護者及び保護者に対してサービスを提供する者に交付していますか。	はい いいえ							
	(8) 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成後、計画の実施状況の把握（モニタリング）（障害児についての継続的なアセスメントを含む）を行うとともに、少なくとも 6 月に 1 回以上、計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行っていますか。	はい いいえ							
	(9) 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、保護者との連絡を継続的に行い、特段の事情がない限り、①定期的な保護者及び障害児との面接、②定期的なモニタリングの結果の記録、を行っていますか。	はい いいえ							

項目	点検のポイント	点検	根拠
	(10) 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画に変更があった場合は、(2)から(7)に準じて取り扱っていますか。 ★ 実地指導での指導事例 ① 個別支援計画を作成していない。(期限切れを含む)…直ちに減算対象となります。 ② 個別支援計画を6月に1回以上、見直していない。 ③ 個別支援計画を保護者に交付していない。 ④ 個別支援計画の原案に、保護者及び障害児の同意を得ていない。 ※ ②～④も適切に行われなければ減算となります。	はい いいえ	
31 児童発達支援管理責任者の責務 共通	(1)児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成等業務のほか、次に掲げる業務を行っていますか。 ①次の「項目 32 相談及び援助」に規定する支援を行うこと ②ほかの従業者に対する技術指導及び助言を行うこと	はい いいえ	条例第 30, 85, 98,103 条 省令第 28,71, 71 の 14,79 条 解釈通知 第三の3(17)
	(2)児童発達支援管理者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び保護者の意思をできる限り尊重するよう努めていますか。	はい いいえ	
32 相談及び援助 共通	常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っていますか。 ※ 常時必要な相談及び援助を行い得る体制を取ることに、積極的に障害児の生活の質の向上を図ることを趣旨とするものです。	はい いいえ	条例第 31, 85, 98,103 条 省令第 29,71, 71 の 14,79 条 解釈通知 第三の3(18)
33 支援 共通	(1) 障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって支援を行っていますか。 ※ サービスの提供に当たっては、個別支援計画に基づき、日常生活における基本的な習慣の確立や社会生活での適応性を目指し、さらに地域での生活を念頭において行うことが基本であり、障害児の心身の状況に応じて、適切な技術を持って支援を行わなければなりません。 ※ 支援等の実施に当たっては、障害児の人格に十分配慮して実施するものとします。	はい いいえ	条例第 32, 85, 98,103 条 省令第 30,71, 71 の 14,79 条 解釈通知 第三の3(19)①
	(2) 障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っていますか。	はい いいえ	
	(3) 障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に支援を行っていますか。	はい いいえ	
	(4) 常時 1 人以上の従業者を支援に従事させていますか。 ※ 適切な支援を行うことができるように従事する従業者の勤務体制を定めておくとともに、少なくとも常時 1 人以上の従業者に従事させることを規定したものです。	はい いいえ	解釈通知 第三の3(19)②

項目	点検のポイント	点検	根拠
	(5) 障害児に対して、保護者の負担により当該事業所の従業者以外の者による <u>支援</u> を受けさせていませんか。	はい いいえ	
34 食事 センター	(1) 児童発達支援センターにおいて、障害児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含むものとなっていますか。	はい いいえ	条例第 33 条 省令第 31
	(2) 食事は(1)の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものとなっていますか。	はい いいえ	
	(3) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行っていますか。	はい いいえ	
	(4) 事業所においては、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めていますか。	はい いいえ	
35 社会生活上の 便宜の供与等 共通	(1) 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行っていますか。 ※ 画一的な支援を行うのではなく、障害児の年齢や発達段階に応じた教養娯楽設備を備えるほか、スポーツ、文化的活動等のレクリエーション行事を行うこと。	はい いいえ	条例第 34, 85, 98,103 条 省令第 32,71, 71 の 14,79 条 解釈通知 第三 の3(21)①
	(2) 常に障害児の家族との連携を図るよう努めていますか。 ※ 障害児の家族に対し、事業所の会報の送付、事業所が実施する行事への参加の呼びかけ等によって障害児と家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければなりません。	はい いいえ	
36 健康管理 センター	(1) 常に障害児の健康管理の把握に努め、障害児の健康状態に応じて健康保持のための適切な措置を行っていますか。 ※ 通所開始時の健康診断(少なくとも年 2 回)を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければなりません。 ただし、児童相談所等、学校における健康診断を受診している場合は、健康診断の全部又は一部を行わないことができます。 その際には、その健康診断の結果の把握をしてください。 ☐ 通所開始時に健康診断を行っている ☐ 児童相談所等、学校における健康診断結果を把握している(結果通知の確認等)	はい いいえ	条例第 35 条 省令第 33 条 解釈通知 第三 の3(22)①
	(2) 食事の提供にあたる従業者の健康診断については特に注意を払っていますか。	はい いいえ	
37 緊急時等の対応 共通	現にサービスの提供を行っているときに、障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。 ＜緊急時に備えて日頃からできることの例＞ ・利用者の既往症や発作の有無などを把握。 ・緊急時の連絡方法(医療機関・家族等)や対応方法の整理 ・救急車や医療機関の情報提供など適切な対応ができるようにする。 ・過去の事例などから緊急時の具体的な対応方法をあらかじめ想定し、従業者で話し合っておき、マニュアル等に整理しておく。	はい いいえ	条例第 36, 85, 98,103 条 省令第 34,71, 71 の 14,79 条 解釈通知 第三の3(23)

項目	点検のポイント	点検	根拠
	・救急用品を整備する、また応急手当について学んでおく。 等		
38 喀痰吸引等 共通	(1) 介護従事者がたんの吸引等を行う場合は、当該介護従事者が都道府県による認定証が交付されている場合、または実地研修を修了した介護福祉士(資格証に行為が付記されていること)にのみ、これを行わせていますか。 該当なしの場合、以下(2)～(9)の点検項目は記入不要。 次項目に進んでください。 (2) 事業所を「登録特定行為事業者」「登録喀痰吸引等事業者」として県に登録していますか。(介護福祉士以外の介護従事者を使用することなく、喀痰吸引等の業務を行っている場合は、「登録喀痰吸引等事業者」のみの登録になります。) (3) 介護福祉士(認定特定行為業務従事者)による喀痰吸引等の実施に際し、医師の文書による指示を個別に受けていますか。また、指示書は有効期限内のものとなっていますか。 (4) 喀痰吸引等を必要とする者の状態について、医師又は看護職員による確認を定期的に行い、当該対象者に係る心身の状況に関する情報を介護福祉士(認定特定行為業務従事者)と共有することにより、適切な役割分担を図っていますか。 (5) 対象者の希望や医師の指示、心身の状況等を踏まえて、医師又は看護職員との連携の下に、実施計画書を作成していますか。 (6) 対象者及びその家族に対して、実施計画書等を示して、介護職員がたん吸引等を実施することを説明し、文書による同意を得ていますか。 (7) 実施した結果について、結果報告書の作成、看護師・医師への報告、安全委員会への報告を行っていますか。 (8) たん吸引等の実施に関する安全委員会を定期的を開催していますか。 (9) たん吸引等の実施に関する業務方法書等を備え、介護職員・看護職員等の関係する職員が確認できるようにしていますか。	はい いいえ 該当なし はい いいえ はい いいえ はい いいえ はい いいえ はい いいえ はい いいえ はい いいえ はい いいえ	社会福祉士及び介護福祉士法第48条の2,48条の3 同法施行規則26条の2,26条の3 平成23年11月11日社援発1111第1号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について(喀痰吸引等関係)」 条例第37,85,98,103条 省令第35,71,71の14,79条 解釈通知 第三の3(24)
39 保護者に関する市町村への通知 共通	保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。 ※ 市町村は不正手段等により給付費の支給を受けた者がいるときは、その者から、その支給相当額の全部又は一部を徴収することができることに鑑み、事業者は、給付費の適正支給の観点から、遅滞なく市町村に意見を付して通知しなければなりません。	はい いいえ 該当なし	

項目	点検のポイント	点検	根拠						
40 管 理 者 の 責 務	(1) 管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行っていますか。	はい いいえ	条例第 38, 85, 98,103 条 省令第 36,71, 71 の 14,79 条						
共通	(2) 管理者は、従業者に運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。	はい いいえ	解釈通知 第三の3(25)						
41 勤 務 体 制 の 確 保 等	(1) 障害児に対し、適切なサービスを提供することができるよう、事業所ごとに従業者の勤務体制を定めていますか。	はい いいえ	条例第 40, 85, 98,103 条 省令第 38,71, 71 の 14,79 条						
共通	※ 事業所ごとに、原則として月ごとに勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との業務関係等を明確にしてください。		解釈通知 第三の3(27)①						
	(2) 事業所ごとに、当該事業所の従業者によってサービスを提供していますか。	はい いいえ							
	※ 障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。								
	※ 原則として事業の従業者によってサービスを提供するべきであるが、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めるものです。		解釈通知 第三の3(27)②						
	(3) 従業者の資質向上のために、研修の機会を確保していますか。	はい いいえ							
	<研修(主な会議を含む)の回数・内容> <table><tr><td>前年度</td><td>本年度</td><td>研修等の主な内容</td></tr><tr><td>回</td><td>回</td><td></td></tr></table>	前年度	本年度	研修等の主な内容	回	回			
前年度	本年度	研修等の主な内容							
回	回								
	※ 研修機関が実施する研修や、事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保してください。		解釈通知 第三の3(27)③						
	★ 事業所内研修は、従業者の定例会議と兼ねて勉強会や情報交換をするなど、なるべく計画的・定期的に実施してください。また、後日内容を確認したり、活用したりすることができるよう、記録や資料を残しておいてください。								
	(4) 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止する方針の明確化等必要な措置を講じていますか。	はい いいえ	解釈通知 第三の3(27)④						
	※ 事業所が講ずべき取組については次のとおりです。 a 事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発 b 相談(苦情を含む)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 この他に被害者への配慮のための取組、被害防止のための取組(マニュアル策定、研修の実施等)を講ずることが望ましいです。								

項目	点検のポイント	点検	根拠
42 業務継続計画の策定等 共通	(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。	はい いいえ	条例第 40 の 2, 85,98,103 条 省令第 38 の 2,71,71 の 14,79 条 解釈通知 第三の3(28)
	※ 業務継続計画には、以下の項目等を記載してください。 ア 感染症に係る業務継続計画 a 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等) b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等) イ 災害に係る業務継続計画 a 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等) b 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等) c 他施設及び地域との連携		
	(2) 従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施していますか。 ※ 他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えないです。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携して取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施に当たっては、全ての従業者が参加するよう努めてください。	はい いいえ	
	(3) 事業者は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。	はい いいえ	
43 定員の遵守 児発 放テ	(1) 利用定員は 10 人以上となっていますか。 ※ 主として重症心身障害児を通わせる事業所にあつては、利用定員を 5 人以上とすることができます。 ※ 全ての指定通所支援の事業を通じて 10 人以上となります。	はい いいえ	条例第 13,83, 106 条 省令第 11,69,82 条 解釈通知 第三の3(1)
	※ 多機能型事業所の利用定員特例 多機能型事業所(指定通所支援の事業のみを行う多機能型事業所に限る)の利用定員の合計数は全ての指定通所支援の事業を通じて 10 人以上(主として重症心身障害児を通わせる事業所にあつては、利用定員を 5 人以上)とすることができます。		解釈通知 第八の3(1)
	(2) 利用定員及び発達支援室の定員を超えて、サービスの提供を行っていませんか。 ※ 災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。 ※ 次に該当する利用定員を超えた受入については、適正なサービスの提供が確保されることを前提とし、地域の社会資源の状況等から新規の利用者を受け入れる必要がある等やむを得ない事情が存	はい いいえ	条例第 41,85 条 省令第 39,71 条 解釈通知 第三の3(29)

項目	点検のポイント	点検	根拠
	在する場合に限り、可能となります。 ① 1日当たりの利用者の数 ・定員 50 人以下：定員 × 150/100 以下 ・定員 51 人以上：(定員 - 50) × 125/100 + 75 以下 ② 過去 3 月間の利用者の数 ・定員 12 人以上：定員 × 開所日数 × 125/100 以下 ・定員 11 人以下：(定員 + 3) × 開所日数 以下 ★ ①②の基準を超えた利用は報酬減算(30%減算)の対象となります。 →「項目 59(7) 定員超過利用減算」を参照		
44 非常災害対策	(1) 事業所は消火設備その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を作成して、非常災害の際の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知していますか。	はい いいえ	条例第 42.85 条 省令第 40.71 条
児発 放テ	※ 非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければなりません。 関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものです。 なお、「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいいます。計画の策定にあたっては、ハザードマップ等を確認するなどしてください。 この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定特定施設にあってはその者に行わせるものとします。また、防火管理者を置かなくてもよいとされている指定特定施設においては、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等を行わせるものとします。		解釈通知 第三 の3(30)
	(2) 非常災害に関する具体的計画の作成に当たっては、事業所の立地状況等を勘案し、発生することが予測される非常災害の種類に応じたものとしていますか。	はい いいえ	条例第 42 条 2.85 条 【独自基準(市) (県)】
	※ 市・県の独自基準では、非常災害に関する具体的計画は、火災・風水害など一般災害の他、地震災害、火山災害など、事業所ごとに発生することが予想される非常災害の種類に応じた具体的計画を立てるべきことを明確にしています。		
	(3) 訓練は、地域住民及び消防団その他の関係機関と連携して行うよう努めていますか。	はい いいえ	解釈通知 第三 の3(30)⑤
	※ 非常災害時には事業所の従業員のみでは十分な対応ができない事態も想定されることから、避難、救出その他必要な措置に関する訓練について、消防機関のほか、近隣住民及び地域の消防団、ボランティア組織、連携関係にある施設等の関係機関と連携して実施することにより、非常災害時に円滑な協力が得られる体制づくりを求めることとしています。		条例第 42 条 4.85 条

項目	点検のポイント	点検	根拠
	(4) 非常災害の際に利用者及び従業者が必要とする飲料水、食糧、日用品その他の物資及び防災に関する資機材の備蓄、整備及び点検を行うよう努めていますか。 ※ (4)の独自基準では、大規模災害の発生時においては、水道、電気等の供給停止や交通インフラの寸断などによる物資の遅配が想定されることから、利用者及び従業者が必要とする飲料水、食糧、日用品その他の物資及び防災に関する資機材の備蓄、整備及び点検を行うことにより、非常災害への備えの強化を図るものです。 入所施設における飲料水及び食糧は、甲府市地域防災計画で社会福祉施設において必要とされている3日分程度の備蓄に努めるものとします。また、日用品その他の物資及び防災に関する資機材の例としては、衛生用品(おむつ等)、医薬品、毛布、シート類、簡易トイレ、照明器具、熱源(調理用等)、発電機等が挙げられます。 通所による利用者に対する備えについては、当該事業所における利用者の状況、居宅の場所等を勘案し、帰宅が困難となる者を想定して行うものとします。 ※ 非常災害対策については「社会福祉施設等における非常災害対策計画策定の手引」(平成29年3月 山梨県福祉保健部)等を参考としてください。	はい いいえ	条例第42条5.85条 【独自基準(市)(県)】
45 安全計画の策定等 共通	(1) 事業者は、障害児の安全の確保を図るため、事業所ごとに、次に掲げる安全に関する事項が定められた計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じていますか。 a 設備の安全点検 b 従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活 c その他の日常生活における安全に関する指導 d 従業者の研修及び訓練 e その他事業所における安全に関する事項 (2) 事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、(1)の研修及び訓練を定期的実施していますか。 (3) 事業者は、障害児の安全の確保に関して通所給付決定保護者との連携が図られるよう、通所給付決定保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知していますか。 (4) 事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っていますか。	はい いいえ	条例第42条の2 解釈通知 第三 の3(30の2)
46 自動車を運行する場合の所在の確認 共通	(1) 障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認していますか。共通 (2) 事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(障害児の降車の際に限る。)を行っていますか。児発	はい いいえ 該当なし	条例第42条の3 解釈通知 第三 の3(30の3)

項目	点検のポイント	点検	根拠
47 衛生管理等 共通	(1) 障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。 また、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っていますか。	はい いいえ	条例第 43, 85, 98, 103 条 省令第 41, 71, 71 の 14, 79 条
	(2) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じていますか。 ① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。 ② 感染症及びまん延の防止のための指針を整備していますか。 ③ 従業者に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施していますか。 ※ 感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいです。 ※ 専任の感染対策を担当する者(以下「感染対策担当者」という。)を決めてください。 ※ 感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催してください。 ※ 感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することができます。また、他のサービス事業者との連携等により行うことも可能です。 ※ 「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定してください。(平常時の対策としては、衛生管理(環境の整備等)、支援にかかる感染対策(手洗い、標準的な予防策)等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定されます。) ※ 発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備してください。 ※ 事業所が定期的な教育(年1回以上)を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録してください。 ※ 実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練(シミュレーション)を定期的(年1回以上)に行うことが必要です。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施してください。 ※ 感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保ってください。 ※ 特に新型コロナウイルス感染症対策、インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、発生防止等に関する通知に基づき適切な措置を講じてください。	はい いいえ	解釈通知 第三の3(31) 労働安全衛生法 第 66 条

項目	点検のポイント	点検	根拠
	※ 以下の通知等に基づき、感染症の発生及びまん延を防止するための措置を徹底してください。 ・「社会福祉施設等における感染症拡大防止のための留意点について(その2)」(令和2年4月7日厚労省通知) 1.感染症拡大防止に向けた取組 (1)施設等における取組 (2)職員の取組 (3)ケア等の実施時の取組 2.感染者が発生した場合の取組 ・「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」(平成17年2月22日厚労省通知) ・「社会福祉施設等における衛生管理の徹底について」(平成20年7月7日厚労省通知) ・「大量調理施設衛生管理マニュアル」(平成9年3月24日厚労省通知 別添) ・「インフルエンザ施設内感染予防の手引」(平成25年11月改定 厚生労働省健康局結核感染症課・日本医師会感染症危機管理対策室) ・「社会福祉施設におけるレジオネラ症防止対策について」(平成11年11月26日厚労省通知) ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策マニュアルについて」(平成13年9月11日厚労省通知) ・「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」(平成15年厚労省告示264) ※ 空調設備等により事業所内の適温の確保に努めてください。 ※ 手洗所等の共用のタオルは、感染源となり感染拡大の恐れがありますので、使用しないでください。		
	(3) 従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。 ※ 【従業員の健康診断】 常時使用する労働者に対し、1年以内毎に1回(ただし、深夜業労働者等は6か月ごとに1回)、定期的に、医師による健康診断を実施しなければなりません。	はい いいえ	
48 協力医療機関 共通	事業者(治療を行う場合を除く。)は障害児の病状の急変等に備えるため、協力医療機関を定めていますか。 ※ 事業所から近距離にあるのが望ましいです。	はい いいえ	条例第44,85,98,103条 省令第42,71,71の14,79条 解釈通知 第三の3(32)
49 掲示	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況、その他利用申込者のサービスの選択に資する重要事項を掲示していますか。	はい いいえ	条例第45,85,98,103条 省令第43,71,71の14,79条

項目	点検のポイント	点検	根拠
共通	※ 見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき利用者又はその家族に対して見やすい場所のことです。 ※ 従業員の勤務体制については、職種ごとの、常勤・非常勤ごとの人数を掲示する趣旨であり、従業員の名前まで掲示することを求めるものではありません。 ※ 重要事項を記載したファイル等を利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けることで掲示に代えることができます。		解釈通知 第三の3(33)
50 身体拘束等の禁止 共通	(1) サービスの提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為(身体拘束等)を行っていませんか。	はい いいえ	条例第 46, 85, 98, 103 条 省令第 44, 71, 71 の 14, 79 条
	(2) やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していますか。 ★ やむを得ず行う身体拘束等、本人の行動制限については、組織として慎重に検討し、個別支援計画にも記載して本人・家族に十分説明し、同意を得て行うものとし、本人の態様や措置の内容を記録してください。 《参照》 「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」(平成 30 年 6 月改定版(厚労省)) ※ <u>緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性、一時性の3つの要件全てを満たし、かつ、組織としてそれらの要件の確認等の手続を行った旨を記録しなければなりません。</u>	はい いいえ	解釈通知 第三の3(34)①
	(3) 身体拘束等の適正化を図るために次に掲げる措置を講じていますか。 ① 身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底していますか。 ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備していますか。 ③ 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施していますか。 ※ 専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めてください。 ※ 身体拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、医師、看護職員等の活用が考えられます。また、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可能です。 ※ 身体拘束適正化検討委員会は、少なくとも1年に1回は開催することが必要ですが、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することができます。 ※ 身体拘束適正化検討委員会における具体的な対応は、次のようなことを想定しています。(身体拘束適正化検討委員会における対応状況については、適切に記録の上、5年間保存してください)	はい いいえ	解釈通知 第三の3(34)②

項目	点検のポイント	点検	根拠
	ア 身体拘束等について報告するための様式を整備すること。 イ 身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、様式に従い、身体拘束等について報告すること。 ウ 身体拘束適正化検討委員会において、報告された事例を集計し、分析すること。 ※ イにより報告された事例がない場合にも、<u>身体拘束等の未然防止の観点から、障害児に対する支援の状況等を確認することが必要です。</u> エ 事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と<u>廃止に向けた方策</u>を検討すること。 オ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。 カ <u>廃止に向けた方策</u>を講じた後に、その効果について検証すること。		
	※ 「身体拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととします。 ア 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方 イ 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ウ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 エ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針 オ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針 カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針		解釈通知 第三の3(34)③
	※ 事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修を実施（年一回以上）するとともに、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要です。また、研修の実施内容について記録してください。 ※ 研修の実施に当たっては、他の研修と一体的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合、例えば、虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなすことができます。		解釈通知 第三の3(34)④
51 虐待等の禁止 共通	(1) 従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていませんか。 ※ 従業者による障害児に対する虐待等の行為を禁止したものです。	はい いいえ	条例第47、85、98、103条 省令第45、71、71の14、79条 解釈通知 第三の3(35)
	(2) 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていますか。 ① 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。 ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施していますか。	はい いいえ	

項目	点検のポイント	点検	根拠
	③ 上記の措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。 ※ 虐待防止委員会の役割は、以下の3つがあります。 ア 虐待防止のための計画づくり(虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成) イ 虐待防止のチェックとモニタリング(虐待が起こりやすい職場環境の確認等) ウ 虐待発生後の検証と再発防止策の検討(虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行) ※ 専任の虐待防止担当者(必置)を決め、虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えるよう努めてください。なお、法人単位での委員会設置も可能です。 ※ 虐待防止委員会の開催に必要となる人数については事業所の管理者や虐待防止担当者(必置)が参画していれば最低人数は問いませんが、委員会での検討結果を従業者に周知徹底してください。 ※ 虐待防止委員会は、少なくとも1年に1回は開催することが必要ですが、身体拘束適正化検討委員会と一体的に設置・運営することができます。 ※ 虐待防止のための対策について具体的には、次のような対応を想定しています。(虐待防止委員会における対応状況については、適切に記録の上、5年間保存すること。) ア 虐待(不適切な対応事例も含む。)が発生した場合、当該事案について報告するための様式を整備すること。 イ 従業者は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録し、報告すること。 ウ 虐待防止委員会において、報告された事例を集計し、分析すること。 エ 事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等を分析し、虐待の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の再発防止策を検討すること。 オ 労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当該様式に従い作成された内容を集計、報告し、分析すること。 カ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。 キ 再発防止策を講じた後に、その効果について検証すること。 ※ 事業所は次のような項目を定めた「虐待防止のための指針」を作成することが望ましいです。 ア 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方 イ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項 ウ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針 エ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針 オ 虐待発生時の対応に関する基本方針 カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 キ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針 ※ 事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施(年1回以上)するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施してください。また、研修の実施内容に		

項目	点検のポイント	点検	根拠
	ついて記録することが必要です。なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えません。 ※ 虐待防止のための担当者については、サービス提供責任者等を配置してください。		児童虐待の防止等に関する法律第2条
	《参照》 児童虐待に該当する行為 1 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 2 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。 3 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。 4 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。		
52 秘密保持等 （個人情報提供の同意） 共通	障害児入所施設等、障害福祉サービス事業者等、その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ていますか。 ※ 従業者が障害児の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、他の事業者と共有するためには、あらかじめ文書により同意を得る必要があることを規定したものです。 ※ この同意は、サービス提供開始時に保護者等から包括的な同意を得ておくことで足りるものです。 ★ 個人情報保護方針等の説明にとどまらず、「個人情報提供同意書」等により書面で同意を得てください。	はい いいえ	条例第 49, 85, 98, 103 条 省令第 47, 71, 71 の 14, 79 条 解釈通知 第三の3(37)③
53 情報の提供等 共通	(1) サービスを利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行っていますか。 ★ 障害児が円滑にサービス利用できるよう、事業者による事業情報の提供を義務付けたものです。	はい いいえ	条例第 50, 85 条 省令第 48, 71 条
	(2) 事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとなっていないですか。	はい いいえ	
	(3) 独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム(WAMNET)」を通じ、障害福祉サービス等に係る情報を市長へ報告し、公表していますか。 ※ 報告の期限は、報告年度の7月末日です。（4月1日以降、新規に指定を受けた事業者は、指定を受けた日から1か月以内） ※ 報告後に公表内容に変更が生じた場合は、随時変更内容を報告し、情報の更新を行ってください。	はい いいえ	障法第 76 条の 3

項目	点検のポイント	点検	根拠											
54 利益供与等の禁止 共通	(1) 障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	はい いいえ	条例第 51, 85, 98,103 条 省令第 49,71, 71 の 14,79 条											
	(2) 障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受していませんか。	はい いいえ												
	※ 障害児や保護者の意思決定を歪めるような金品授受による利用者誘引行為等を行ってはなりません。 【不適切な具体例】 ・ 利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与する。 ・ 障害福祉サービスの利用を通じて通常の事業所に雇用されるに至った利用者に対し祝い金を授与する。 ・ 障害福祉サービスの利用開始等に伴い利用者に祝い金を授与する。 ・ 利用者の就職を斡旋した事業所に対し金品の授与を行う。 ・ 利用者負担額を減額または免除する。													
55 苦情解決 共通	(1) 提供したサービスに関する障害児又は保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。 ※苦情受付体制を記載してください。 <table><tr><td>苦情受付担当者</td><td>職名</td><td>氏名</td></tr><tr><td>苦情解決責任者</td><td>職名</td><td>氏名</td></tr><tr><td rowspan="2">第三者委員</td><td>氏名</td><td>氏名</td></tr><tr><td>氏名</td><td>氏名</td></tr></table>	苦情受付担当者	職名	氏名	苦情解決責任者	職名	氏名	第三者委員	氏名	氏名	氏名	氏名	はい いいえ	条例第 52, 85, 98,103 条 省令第 50,71, 71 の 14,79 条 解釈通知 第三の3(39)①
	苦情受付担当者	職名	氏名											
	苦情解決責任者	職名	氏名											
第三者委員	氏名	氏名												
	氏名	氏名												
※ 「必要な措置」とは、具体的に相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該事業所等における苦情を解決するための措置を講ずることです。 ※ 当該措置の概要については、保護者等にサービスの内容を説明する文書に記載し、事業所に掲示することが望ましいとされています。 ※ 苦情解決体制を重要事項説明書等に記載してください。														
(2) 苦情を受け付けた場合に、当該苦情の内容等を記録していますか。 ※ 苦情に対し、事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、内容等を記録することを義務付けたものです。 ※ 苦情の受付日、苦情のポイントや対応案、対応結果を記載できる様式を定めることが必要です。														

項目	点検のポイント	点検	根拠
	※ 苦情の内容等の記録は、5 年間保存してください。 ※ 苦情解決の仕組みについては、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」(平成 12 年 6 月 7 日厚生省通知・平成 29 年 3 月 7 日一部改正)を参考にしてください。 ※ 事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきものです。		
	(3) 提供したサービスに関し、法第 21 条の 5 の 22 第 1 項の規定により市長が行う次の事項に協力していますか。 ・ 報告、帳簿書類その他の物件の提出、提示の命令 ・ 当該職員からの質問 ・ 事業所の設備、帳簿書類その他の物件の検査 ・ 障害児又は保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して市長が行う調査 また、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	はい いいえ	
	(4) 市長から求めがあった場合は、(3)の改善内容を市長に報告していますか。	はい いいえ	
	(5) 社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が、同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力していますか。	はい いいえ	
56 地域との連携等 共通	事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めていますか。 ※ 事業所が地域に開かれたものとして運営されるよう、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければなりません。	はい いいえ	条例第 53, 85, 98,103 条 省令第 51,71, 71 の 14,79 条 解釈通知 第三の 3(40)
57 事故発生時の対応 共通	(1) 障害児に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 ※ 障害児が安心してサービスの提供を受けられるよう、事業者はサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村及び障害児の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じてください。	はい いいえ	条例第 54, 85, 98,103 条 省令第 52,71, 71 の 14,79 条 解釈通知 第三の 3(41)
	(2)-1 事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録していますか。 ※ 事業者は項目 44「安全計画の策定等」とあわせて、サービスの提供により事故が発生した場合の対応方法をあらかじめ定めておくことが望ましいです。 ※ 事業所に児童体外式除細動器(AED)を設置することや救命救急講習を受講することが望ましいです。 ※ 事故が生じた際にはその原因を究明し、再発生を防ぐための対策を講じてください。	はい いいえ	解釈通知 第三の 3(41)①

項目	点検のポイント	点検	根拠
	※ 「福祉サービスにおける危機管理(リスクマネジメント)に関する取り組み指針」が示されているので、参考にしてください。		
	(2)-2 事故対応マニュアルの作成、また、ヒヤリ・ハット事例を収集し対応策を検討するなど、事故防止に取り組んでいますか。	はい いいえ	
	(2)-3 事故等が発生した場合、原因究明など再発防止策を、事業所の会議で話し合い、従業員に周知徹底していますか。	はい いいえ	
	《参照》 「福祉サービスにおける危機管理(リスクマネジメント)に関する取り組み指針」(平成14年3月、福祉サービスにおける危機管理に関する検討会／厚生労働省)		
	(3)-1 障害児に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。	はい いいえ	
	※ サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければなりません。		
	(3)-2 賠償すべき事態において賠償を行うための損害賠償保険に加入していますか。	はい いいえ	解釈通知 第三の3(41)②
	※ 賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましい。		
58 会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、事業ごとに会計を区分していますか。	はい いいえ	条例第55, 85, 98, 103 条 省令第53, 71, 71 の14, 79 条
共通	※ 事業所ごとに経理を区分するとともに、サービスごとに当該事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければなりません。		解釈通知 第三の3(42)
59 記録の整備	(1) 従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	はい いいえ	条例第56, 85, 98, 103 条 省令第54, 71, 71 の14, 79 条 解釈通知 第三の3(43)
共通	※ 従業員、設備、備品及び会計等に関する諸記録は文書により整備しておく必要があります。		
	(2) 障害児に対するサービスの提供に関する次の記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年以上保存していますか。 ① サービスの提供の記録(省令第21条) ② 個別支援計画(省令第27条) ③ 保護者に関する市町村への通知に係る記録(項目38参照) ④ 身体拘束等の記録(省令第44条) ⑤ 苦情の内容等の記録(省令第50条) ⑥ 事故の状況・処置の記録(省令第52条)従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	はい いいえ	
60 変更の届出等	事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した事業を再開したときは、10日以内に市長(障がい福祉課)に届け出ていますか。	はい いいえ	法第21条の5の20
共通	※ 集団指導資料および甲府市ホームページに掲載している「変更届に係る添付書類一覧」の項目に掲載している事項に変更があった際には、必ず変更届を提出してください。		

項目	点検のポイント	点検	根拠
	※ 障害児通所給付費等の請求に関しては、報酬が増額するものについては算定する月の前月15日までに届出が必要です。 ※ 事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市長(障がい福祉課)に届け出てください。		